

松井証券ポイントサービス利用規約

第1条（規約の趣旨）

この規約は、お客様と松井証券株式会社（以下「当社」といいます。）の間の、「松井証券ポイント」（以下「ポイント」といいます。）に係るサービス（松井証券ポイントサービス。以下「本サービス」といいます。）に関する取り決め（以下「本規約」といいます。）です。

2. 本規約に定めのない事項は、ネットストック取引規程またはネットストック法人取引規程によるものとします。

第2条（サービス利用条件）

以下の基準をすべて満たすお客様は、本サービスを利用することができます。

- (1) ネットストック口座を開設していること
- (2) 本規約の内容を理解し、同意していること

第3条（ポイントの発行）

お客様が、ポイント発行の対象として当社が定める取引を行った場合、当社はおお客様に対して、その取引状況に応じてポイントを発行します。

2. 前項の場合、発行の条件、発行するポイント数またはその計算方法、発行するポイントの有効期間および発行時期等の詳細は、当社が定めるものとします。

3. お客様が提携クレジットカード「MATSUI SECURITIES CARD」を利用した場合、当社はおお客様に対して、その利用状況に応じてポイントを発行します。

4. 前項の場合、発行の条件、発行するポイント数またはその計算方法、発行するポイントの有効期間および発行時期等の詳細は、当社または提携クレジットカードの発行会社が定めるものとします。

5. 第2項および前項の発行の条件、発行するポイント数またはその計算方法、発行するポイントの有効期間および発行時期等の詳細は、変更されることがあります。

第4条（ポイントの利用）

お客様は投資信託口座取引規程に従い、当社が定める投資信託の購入にポイントを利用することができます。

2. お客様は当社が定める条件および方法により、ポイントを当社が選定する商品、ギフト券、その他特典に交換することができます。

3. 前項の当社が定める条件および方法、ならびに当社が選定する商品、ギフト券、その他特典は、変更されることがあります。

第5条（ポイントの失効およびポイント利用の取消）

次の各号のいずれかに該当した場合、お客様のポイントは失効し、または前条のポイント利用の申込みは取り消されるものとします。

- (1) ポイントの有効期間が経過したとき
- (2) お客様のネットストック口座が閉鎖されたとき
- (3) お客様、お客様の役職員またはお客様の代理人等が暴力団員、暴力団関係者、または総会屋等の社会的公益に反する者であると判明したとき

2. 次の各号のいずれかに該当する場合、当社はお客様のポイントを失効させ、または前条のポイント利用の申込みを取り消すことができるものとします。

- (1) お客様がネットストック取引規程、当社の定める取引ルール、もしくは法令等に違反した場合、または不正な取引を行うことを目的として当社口座の利用を行っていることが判明した場合、あるいはお客様が当社に対する債務の履行を怠ったとき
- (2) お客様の破産手続、再生手続、会社更生手続または特別清算が開始の申し立てがあったとき
- (3) 当社が本サービスを終了したとき
- (4) その他当社がポイントを失効させる、またはポイント利用の申込みを取り消すことが必要と判断し、お客様に対して通知した場合

第6条（譲渡等の禁止）

本サービスの利用に関するお客様の地位および権利義務は、ネットストック口座の名義人であるお客様にのみ帰属し、お客様は当社の同意なく第三者に対して譲渡し、担保にし、または相続させることができないものとします。

第7条（免責事項）

当社は次に掲げるいずれかに該当する場合、お客様に通知することなく本サービスの提供を停止することができるものとします。

- (1) 当社または業務委託先にシステム障害が生じた場合
- (2) その他、やむを得ない事由により当社が必要と認める場合

2. 当社は前項各号のいずれかに該当する場合、お客様に通知することなくお客様の第4条のポイント利用の申込みを取り消すことができるものとします。

3. 前2項の場合に生じたお客様の損害について、当社は一切その責を負わないものとします。ただし、当社の故意または重過失がある場合にはこの限りではありません。

第8条（サービスの変更・終了）

当社は事前の予告なく本サービスの内容を変更、または本サービスを終了する場合があります。

第9条（本規約の改定）

本規約は、法令等の変更その他当社の業務上の必要が生じたときは、改定されることがあります。

2. 規約の改定がおお客様の従来の権利を制限する、またはおお客様に新たな義務を課すものであるときには、当社はすみやかにその内容をお客様に通知するものとします。
3. お客様は、規約の改定に異議がある場合、前項の通知から15日以内に当社に申出るものとします。
4. 前項にかかわらず、改定の通知後にお客様が本サービスを利用された場合は、本規約の改定を承諾したものととして取扱います。

以上

2018年10月